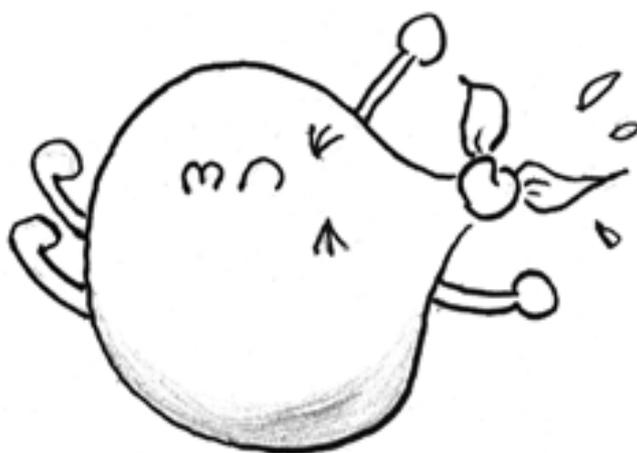


# 改訂 葉山町ごみ処理基本計画（素案）



平成 28 年 12 月 28 日

葉山町環境部環境課



# 目次

第1章 計画の基本的事項 .....	1
1. 計画の位置付け .....	1
2. 上位計画等のまとめ .....	3
第2章 ごみ処理及び資源化の現状と課題 .....	6
1. ごみ処理の現状 .....	6
2. 資源化の現状 .....	11
3. 収集・運搬及び施設の現状 .....	15
4. 処理費の現状 .....	17
5. 不法投棄の現状 .....	18
6. ごみ処理に関する課題 .....	19
第3章 計画の基本方針 .....	21
1. 基本理念 .....	21
2. 基本方針 .....	22
第4章 ごみ処理基本計画 .....	24
1. 計画目標 .....	24
2. 目標達成に向けた主な施策 .....	24
3. 将来推計 .....	28
4. その他ごみの減量化・資源化に関する事項 .....	36
第5章 適正処理計画 .....	37
1. 分別収集・運搬計画 .....	37
2. 中間処理計画 .....	39
3. 最終処分計画 .....	41
4. 施設整備に関する計画 .....	41
5. その他のごみ処理に関し必要な事項 .....	42
巻末資料 .....	44

# 第 1 章 計画の基本的事項

## 1. 計画の位置付け

### (1) 計画改訂の趣旨

ごみ処理基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」と言います。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、生活排水処理基本計画とともに一般廃棄物<sup>1</sup>処理計画を構成する基本計画として、葉山町(以下「本町」と言います。)の区域内から発生するごみ<sup>2</sup>の概ね 10 年程度の期間の処理等について基本的な事項を定めるものです。

平成 12 年に制定された循環型社会<sup>3</sup>形成推進基本法は、製品等が廃棄物等になることを抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の実現を図ることとしています。

このような状況の中、本町は平成 26 年 3 月に、平成 30 年度までの 5 年間を計画期間とする前・ごみ処理基本計画の改訂を行い、計画期間の中で戸別収集及び資源ステーション方式による資源物等の拠点回収へ移行し、ごみの減量とともに資源化率が向上しました。また、ごみの中間処理に関しては、近隣自治体とのパートナーシップによる共同処理について、平成 28 年 7 月に鎌倉市、逗子市とごみ処理の広域連携についての覚書を締結し、効率的かつ安定的な処理体制構築に向け、進展することができました。

本計画は、前・ごみ処理基本計画の期間満了を前に、第四次葉山町総合計画及び、葉山町一般廃棄物審議会の答申を受け、本町のごみ処理のあり方を総合的な見地から検討し、町民・事業者・行政が一体となって、ごみの資源化・減量化の更なる推進及び適正な処理の確保を進めていくための指針として改訂を行います。

#### <sup>1</sup>一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物を除くものをいい、ここではごみ、し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水のことをいいます。廃棄物の分類については巻末資料 1 を参照してください。

#### <sup>2</sup>ごみ

本計画における「ごみ」とは、一般廃棄物のうちし尿、浄化槽汚泥、生活雑排水を除くものをいいます。

#### <sup>3</sup>循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことをいいます。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、第四次葉山町総合計画に則し、葉山町環境基本計画等の関連計画との整合性を図りつつ策定しています。

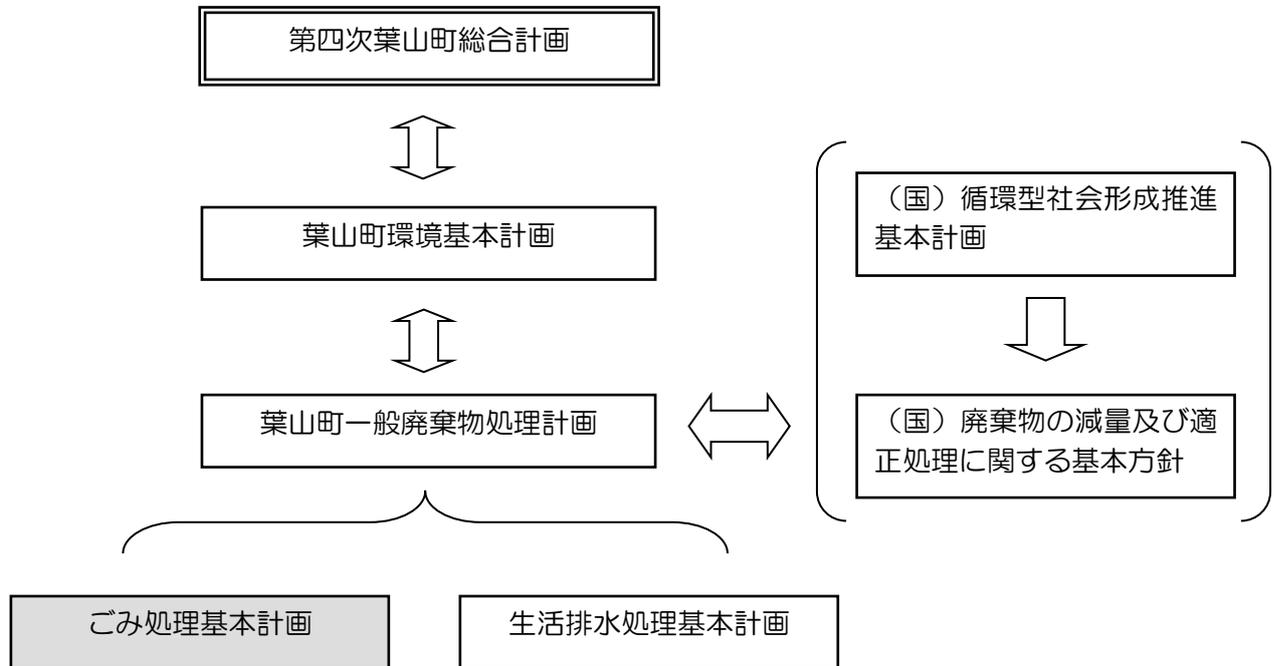


図 1-1-1 計画の位置付け

## (3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、平成 38 年度までの 10 年間の計画期間とします。

なお、計画期間中、社会情勢等に大きな変化等があった場合については、適宜見直しを図るなど柔軟に対応していきます。

## 2. 上位計画等のまとめ

## (1) 葉山町総合計画

表 1-2-1 葉山町総合計画の概要

計画の名称：第四次葉山町総合計画	
目標年次	平成 36 年度（2024 年）
将来像	美しい海とみどりに 笑顔あふれる ころころ温かな ふるさと 葉山
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくんでいるまち</li> <li>2. だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち</li> <li>3. 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができていくまち</li> <li>4. 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち</li> <li>5. 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち</li> <li>6. だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち</li> <li>7. だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち</li> <li>8. 地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち</li> <li>9. 地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち</li> <li>10. 町民と行政の中にお互いを支えあう関係や情報の連携ができていくまち</li> <li>11. 町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち</li> </ol>
廃棄物に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロ・ウェイストの理念のもと、町民との協働による啓発活動や、きめ細かな戸別収集などにより、ごみの資源化・減量化を推進します。</li> <li>・一般廃棄物の処理については、今後も安定的かつ効率的な処理を行います。</li> </ul>

## (2) 葉山町環境基本計画

表 1-2-2 葉山町環境基本計画の概要

計画の名称：葉山町環境基本計画	
目標年次	平成 32 年度（2020）
将来像	地球上の人々と協調・共生をはかり、豊かな自然に囲まれた中で安全で快適な生活を実現するまち
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人と自然が豊かにふれあえる健全な自然環境の保全</li> <li>2. 健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適な環境づくり</li> <li>3. 資源やエネルギーを有効利用する循環型のまちづくり</li> <li>4. 協働と連携で進める環境保全</li> </ol>
廃棄物に関する基本方針	ゼロ・ウェイストの推進、廃棄物の適正な処理、エネルギーの有効利用

### (3) 国・神奈川県の減量化計画

#### ア. 国の方針

国は、平成25年5月に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」の中で、自然界から取り出す資源と自然界に排出する廃棄物の質と量を自然環境が許容できる範囲内に抑える「自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会」や循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルを実現させる「3R<sup>4</sup>型ライフスタイルと地域循環圏」、また、排出者責任や拡大生産者責任<sup>\*</sup>に基づく取組みが当たり前に行われている「資源効率性の高い社会経済システム」を構築することにより循環型社会の形成を目指す中長期的な方向性を示しています。このような社会の実現に向け、資源物等を除いた家庭系ごみ及びごみ排出量は約25%、事業系一般廃棄物<sup>\*</sup>は約35%削減することを取り組みの指標として、表1-2-3のとおり示しています。

表 1-2-3 一般廃棄物の減量化取組指標

	平成12年度	平成32年度
ひとり1日あたりのごみ排出量	1,185グラム (基準)	890グラム (約25%削減)
ひとり1日あたりの家庭系ごみ排出量 *集団回収・資源ごみを除く	660グラム (基準)	500グラム (約25%削減)
事業系一般廃棄物排出量	1,799万トン (基準)	1,170万トン (約35%削減)

また、平成25年5月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」においても、表1-2-4のとおり目標及び指標を示しています。

表 1-2-4 廃棄物処理施設整備計画における目標及び指標

目 標	ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。
指 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみのリサイクル率 22% (H24 見込み) → 26% (H29)</li> <li>● 一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成24年度の水準(20年分)を維持する。</li> </ul>

<sup>4</sup>3R

リデュース(Reduce:発生抑制)<sup>\*</sup>、リユース(Reuse:再使用)<sup>\*</sup>、リサイクル(Recycle:再資源化)<sup>\*</sup>の頭文字をとった総称です。

## イ. 県の方針

県では、平成 24 年 3 月に改定された「神奈川県環境型社会づくり計画」において、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」をゼロにする「廃棄物ゼロ社会」を目指す循環型社会の形成を理念として掲げ、排出量及び最終処分<sup>\*</sup>量の削減と再生利用の推進について表 1-2-5 のとおり目標値を定めています。

表 1-2-5 一般廃棄物の目標値 (万トン)

	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 33 年度
排出量	313 (基準)	301 (約 4%削減)	292 (約 7%削減)
再生利用量	76 (基準)	85 (約 12%増加)	91 (約 20%増加)
減量化量	207 (基準)	190 (約 8%削減)	176 (約 15%削減)
最終処分量	29 (基準)	26 (約 10%削減)	25 (約 14%削減)

## 第2章 ごみ処理及び資源化の現状と課題

## 1. ごみ処理の現状

## (1) ごみ処理の沿革

本町におけるごみ処理の沿革は、以下の表 2-1-1 に示すとおりです。

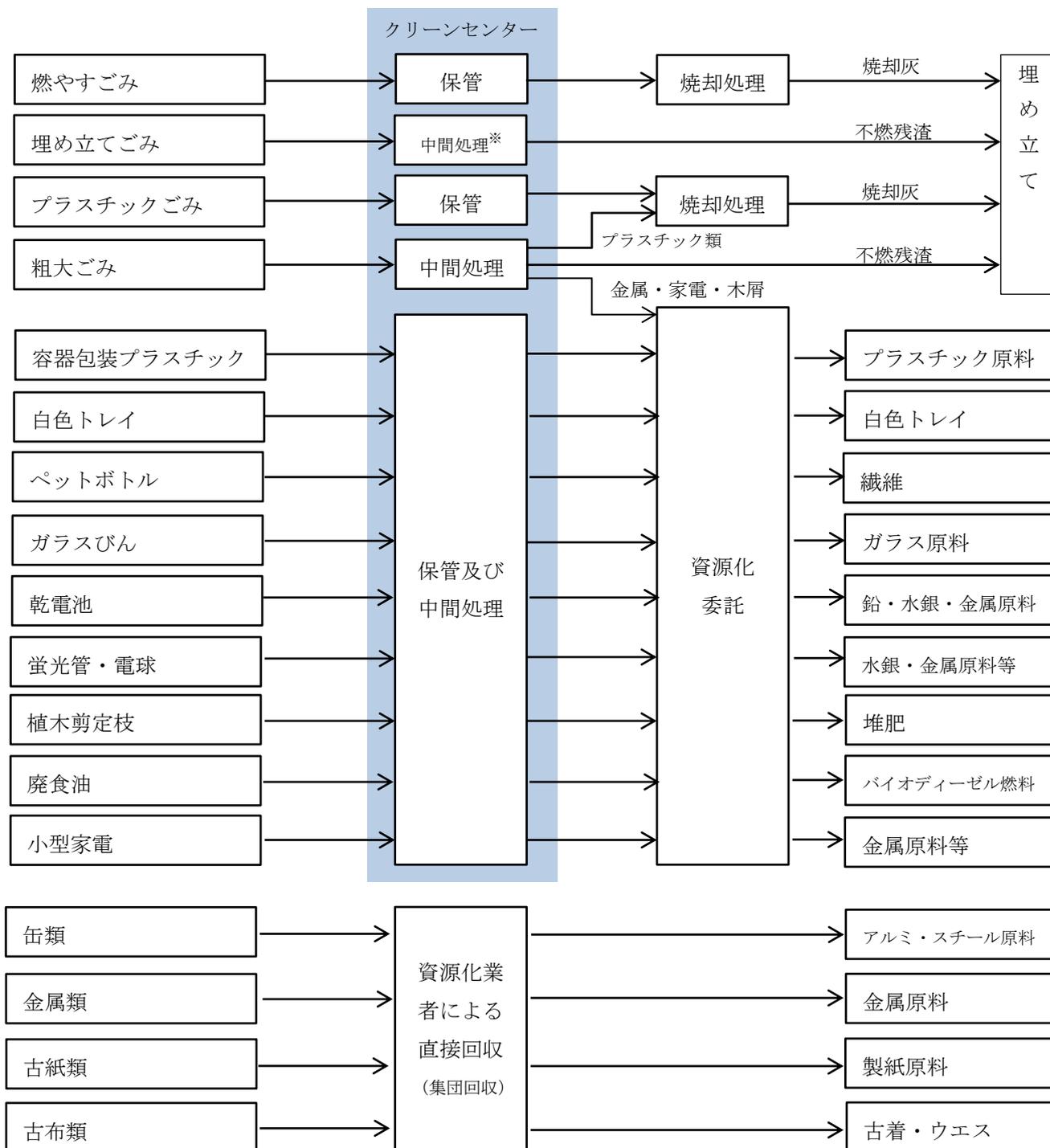
表 2-1-1 ごみ処理の沿革

年次	収集関連	処理関連	その他
昭和 28		ごみ焼却場が堀内地内に建設される(処理能力 12 トン/日)	
昭和 40 代	鉄製のごみ収集用ボックス「グリーンボックス」が町内各所に設置され、クレーン付トラックでの収集が行われた		
昭和 44		ごみ焼却場が堀内地内に再建設される(処理能力 20 トン/日)	
昭和 52	ごみ収集に巻込車を導入	現在使用している葉山町クリーンセンター(当時名称葉山町清掃センター)が建設される(処理能力 40 トン/日)	
昭和 53		不燃物処理施設完成(破碎 10 t/5h)(圧縮 12.5 t/5h)	
昭和 58		焼却処理施設に排ガス浄化のための「電気集塵機」を設置	
昭和 59	乾電池の分別収集開始		
平成 3	集団資源回収による古紙類の資源化開始 牛乳パック等の拠点回収		
平成 4			リサイクル掲示板設置
平成 7	ペットボトルの分別開始		
平成 9	黒色ごみ袋の使用禁止		ごみ減量化等推進員、コンポストアドバイザー設置
平成 11	プラスチックごみの分別収集開始		家庭用生ごみ処理機補助開始
平成 12	ガラスびんの分別収集開始		
平成 13	ネットボックスを採用 リサイクル家電の分別開始	ペットボトル減容機設置(処理能力 100kg/h)	
平成 14	ミックスペーパー分別収集開始 粗大ごみ有料化	焼却処理施設に排ガスの高度処理施設「バグフィルター」設置(処理ガス量 22,500N m <sup>3</sup> /h×2 系列)	
平成 18	容器包装プラスチック分別収集開始	容器包装プラスチック保管施設建設(容積約 138 m <sup>3</sup> )	
平成 20	事業系植木剪定枝資源化本格開始	し尿焼却処理施設の停止	
平成 21			生ごみ処理容器窓口販売開始
平成 22	モデル地区で戸別収集開始	ごみ焼却処理施設の停止	
平成 24	家庭系植木剪定枝資源化本格開始 先行地区で戸別収集開始		
平成 26	全町区域で戸別収集及び資源ステーション回収開始		
平成 28		鎌倉市・逗子市との 2 市 1 町ごみ処理広域化に関する覚書の締結	

(2) ごみと資源物の処理の流れ

本町におけるごみと資源物の処理の流れは、以下の図2-1-1に示すとおりです。

図2-1-1 ごみと資源物の流れ



## (3) ごみ量の推移

過去5年間の計画収集量<sup>5</sup>の推移は表2-1-2のとおりです。

表2-1-2 ごみと資源物量の推移

(単位：トン)

		H23	H24	H25	H26	H27	
人口(人)		32,861	32,813	32,545	32,478	32,408	
世帯(世帯)		12,639	12,671	12,636	12,710	12,714	
可燃ごみ	収集	6,060	5,230	5,218	4,201	3,977	
	直接搬入	1,204	1,475	1,388	1,708	1,849	
	計	7,264	6,705	6,606	5,909	5,826	
不燃ごみ	収集	616	760	672	377	248	
	直接搬入	144	118	109	61	64	
	計	760	878	781	438	312	
プラスチックごみ	収集	624	631	615	253	223	
	直接搬入	207	180	100	93	86	
	計	831	811	715	346	309	
粗大ごみ	収集	95	82	88	100	83	
	直接搬入	104	204	183	196	195	
	計	199	286	271	296	278	
資源物	古紙	収集	613	626	468	187	0
		直接搬入	80	130	137	12	101
		計	693	756	605	199	101
	植木剪定枝	収集	640	1,046	1,020	932	1,052
		直接搬入	1,111	1,101	941	896	737
		計	1,751	2,147	1,961	1,828	1,789
	ミックスペーパー	収集/直接搬入	435	432	432	104	16
	紙パック	収集/直接搬入	4	7	5	1	1
	白トレイ	収集/直接搬入	1	1	1	4	4
	ガラスびん	収集/直接搬入	110	57	76	202	352
	乾電池	収集/直接搬入	2	3	0	6	14
	容器包装プラスチック	収集/直接搬入	267	355	441	555	568
	ペットボトル	収集/直接搬入	73	85	86	89	90
	廃食油	収集/直接搬入			1	7	9
	古布	収集/直接搬入	16	23	25	28	37
	資源物収集合計		2,145	2,612	2,530	2,087	2,106
	資源物直接搬入合計		1,207	1,254	1,103	936	875
リサイクル法廃家電		0	0	0	0	0	
資源物合計(回収量)		3,352	3,866	3,633	3,023	2,981	
収集量合計		9,540	9,315	9,123	7,018	6,637	
直接搬入量合計		2,866	3,231	2,883	2,994	3,069	
リサイクル法廃家電		0	0	0	0	0	
総合計		12,406	12,546	12,006	10,012	9,706	
ひとりあたり排出量(g/日)		1,034.3	1,047.5	1,010.7	844.6	820.5	

- 表2-1-2は、行政収集及びブクリーンセンターへの直接搬入によるごみ量であり、集団資源回収分は除きます。
- 各年の人口は神奈川県人口統計調査による人口です。
- ミックスペーパー～古布(紙類・金属類・布類)は、平成26年5月まで行政収集を行っていましたが、平成26年6月以降は、集団資源回収による回収及びブクリーンセンターへの直接搬入へと変更となりました。

計画収集量<sup>5</sup>とは、行政が計画的に行う収集及び受入れを実施したごみの量で、ブクリーンセンターに入ってきたごみの量となります。これに集団資源回収による実績を合わせると、葉山町のごみ総排出量となります。

表2-1-1 を収集と直接搬入の区分にグラフに表すと、図2-1-2 のとおりとなります。平成26年以降の直接搬入量の増加は、主に事業系燃やすごみの増加が要因です。

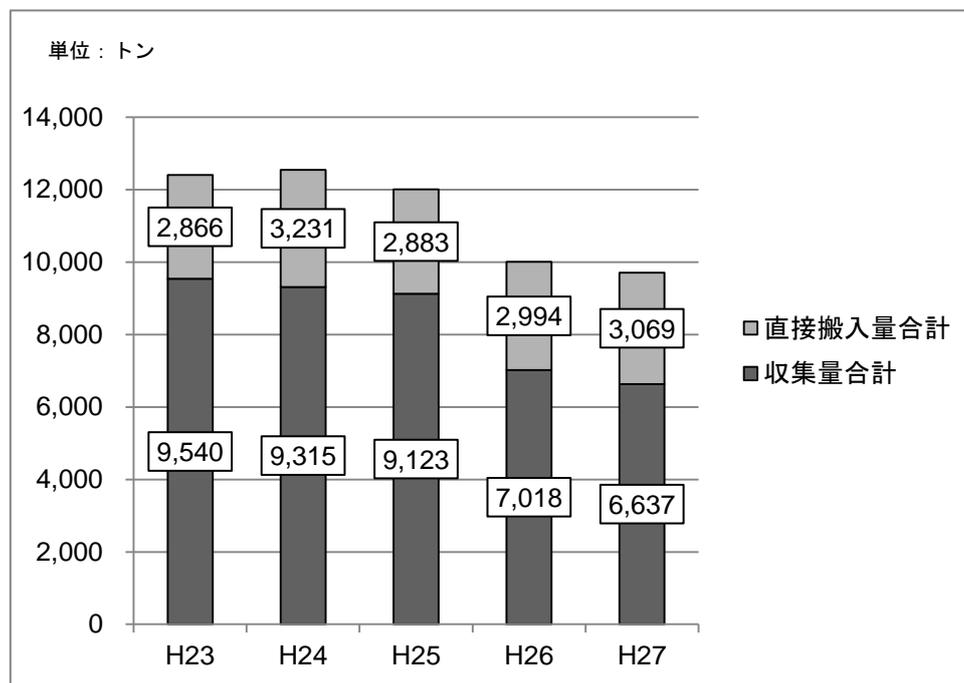


図2-1-2 収集及び直接搬入量の推移

計画収集量を人口と年間日数で割ったひとり1日あたりのごみの排出量（以下「原単位」と言います。）は、図2-1-3 のとおりです。収集体制の変更前は概ね1,000グラム程度で推移していましたが、ごみ量そのものの減量化と紙類・金属類等の集団資源回収化への移行により減少しています。平成27年度には約821グラムとなっています。

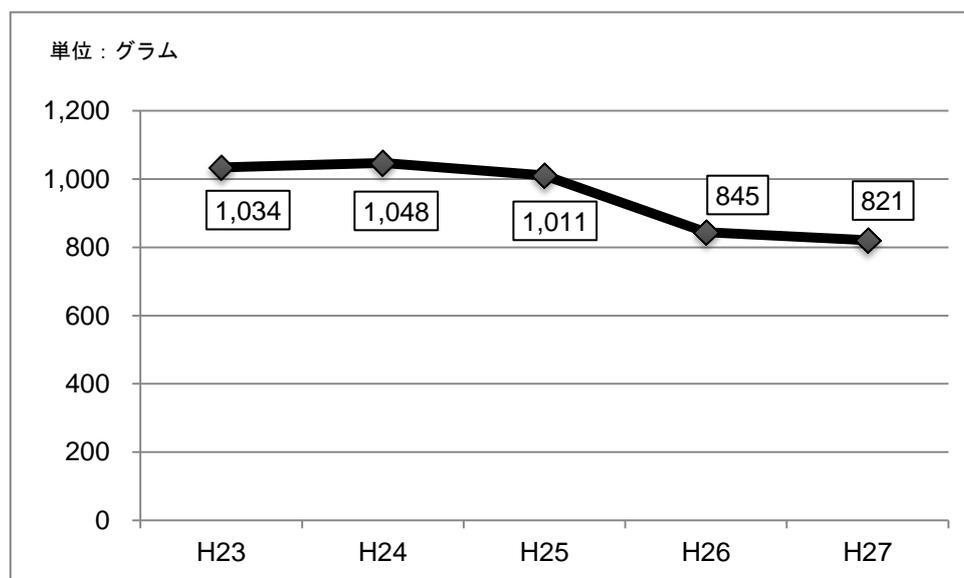


図2-1-3 ひとり1日あたり排出量

(4) ごみの性状

本町では、ごみの性状を詳細に把握するため、ごみのサンプルを発生源で無作為に抽出し、ごみ袋の中に何がどれ位、どのような状態に入っているか等のごみの組成調査・分析を行い、資源化・減量化施策検討の基礎としています。分析結果からは、混入物の分別の強化や代替処理の推進等によって、更なるごみの減量化・資源化の可能性が示唆されます。

ア. 家庭系燃やすごみ

家庭系燃やすごみのうち、生ごみが54.3%、紙おむつ等が7.2%と大きな割合を占めています。資源化可能な紙類は15.8%含まれています。これらについては、メモ紙や洋服などのタグなど細かいものが多く見られました。

(調査時期：平成28年9月／抽出量：約132.5kg)

\*単独で出された植木剪定枝は除く。

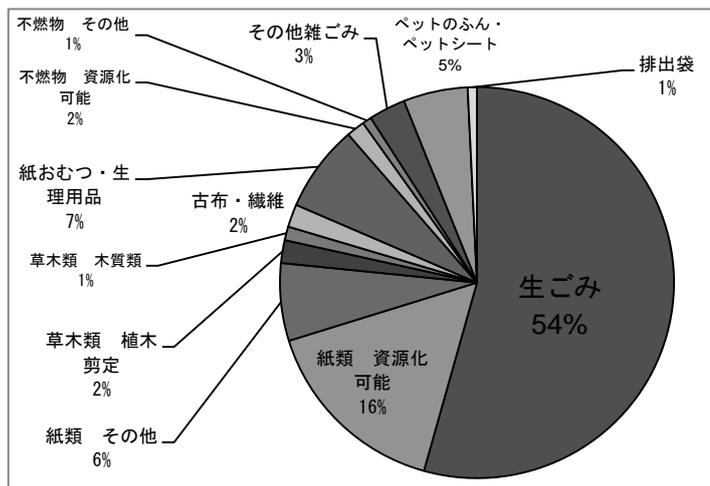


図 2-1-4 家庭系燃やすごみ

イ. 事業系燃やすごみ

事業系燃やすごみのうち、生ごみが55.0%、未開封の食品が8.2%と大きな割合を占めています。資源化可能な紙は3.3%含まれています。また、本来、産業廃棄物\*として処理されるべき廃プラスチックの混入も3%見られました。

(調査時期：平成28年8月9日／抽出量約679kg 小売店、飲食店、その他の業種別調査の総合)

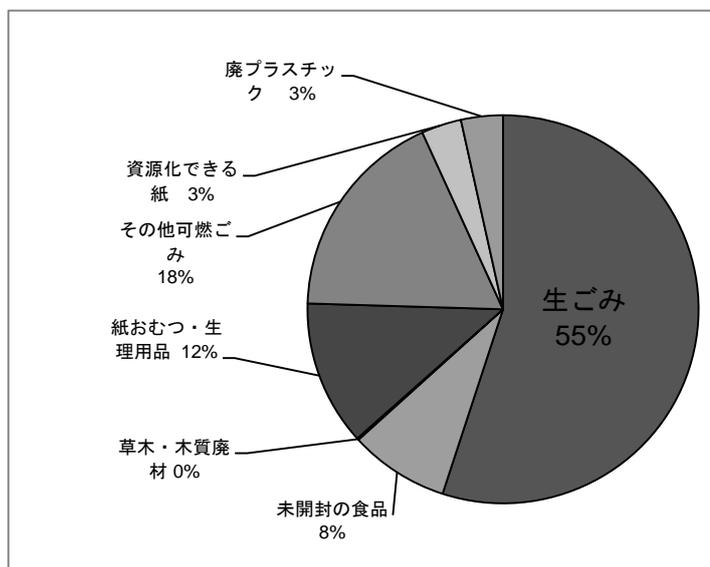


図 2-1-5 事業系燃やすごみ

## 2. 資源化の現状

## (1) 処理量の推移

本町における焼却、埋立て、資源化の過去5年間の推移は、表2-2-1のとおりです。平成27年度の燃やすごみとプラスチックごみを合わせた焼却量は約6,396トンで、焼却率は約55.2%です。また、集団資源回収を含めた資源化量は約5,074トンで、資源化率は約43.8%となります。

表2-2-1 処理量の推移

(単位：トン)

		H23	H24	H25	H26	H27
ごみ	可燃ごみ	7,291	6,885	6,793	6,108	6,013
	プラスチックごみ	831	825	729	405	383
	焼却ごみ計(①)	8,122	7,710	7,522	6,513	6,396
	埋立てごみ(②)	512	556	498	257	115
資源物	植木剪定枝	1,751	2,147	1,961	1,828	1,789
	容器包装プラスチック	267	355	441	555	568
	白色トレイ	1	1	1	4	4
	新聞	154	151	119	27	7
	雑誌	272	296	224	99	58
	段ボール	267	309	262	73	36
	紙パック	4	7	5	1	1
	ミックスペーパー	435	432	432	104	16
	ペットボトル	73	85	86	89	87
	ガラスびん	110	57	76	202	352
	アルミ缶	58	57	51	10	2
	スチール缶	104	99	84	16	2
	プレス干地	92	93	77	64	59
	鉄くず	39	41	33	25	16
	不燃残渣*中間処理後資源化	22	21	13	10	47
	布団	20	23	22	22	21
	廃食油			1	7	9
	古布	16	23	25	28	37
	リサイクル法廃家電	0	0	0	0	0
	その他廃家電	85	80	73	72	70
資源化量小計(③)	3,770	4,277	3,986	3,236	3,181	
その他(乾電池・蛍光管)(④)	2	3	0	6	14	
合計(ト) (⑤=①~④)	12,406	12,546	12,006	10,012	9,706	
資源	集団資源回収量(⑥)	270	394	552	1,705	1,879
	焼却残渣*資源化量(⑦)	0	0	0	0	0
資源化量(⑧=③+④+⑥+⑦)	4,042	4,674	4,538	4,947	5,074	
総排出量(⑨=⑤+⑥)	12,676	12,940	12,558	11,717	11,585	
焼却率(①/⑨)	64.1%	59.6%	59.9%	55.6%	55.2%	
資源化率(⑧/⑨)	31.9%	36.1%	36.1%	42.2%	43.8%	

●「その他」は、神奈川県との区分によります。

## (2) 集団資源回収の現状

平成26年6月の戸別収集導入とあわせ、紙類、金属類、布類においては、これまでの行政による収集を廃止し、町内会・自治会を単位で自主回収に取り組む集団資源回収へ全町移行しました。本町は、集団資源回収を維持するため、各種協力や調整を行うとともに、回収実績に応じ奨励金を拠出しています。集団資源回収における収集量の推移は図2-2-1のとおりです。

○実施団体数：28団体（全町内会、自治会）

○対象品目：アルミ缶・スチール缶・金属製調理器具・その他金属・紙パック・ミックスペーパー・新聞・雑誌・ダンボール・古布・衣類

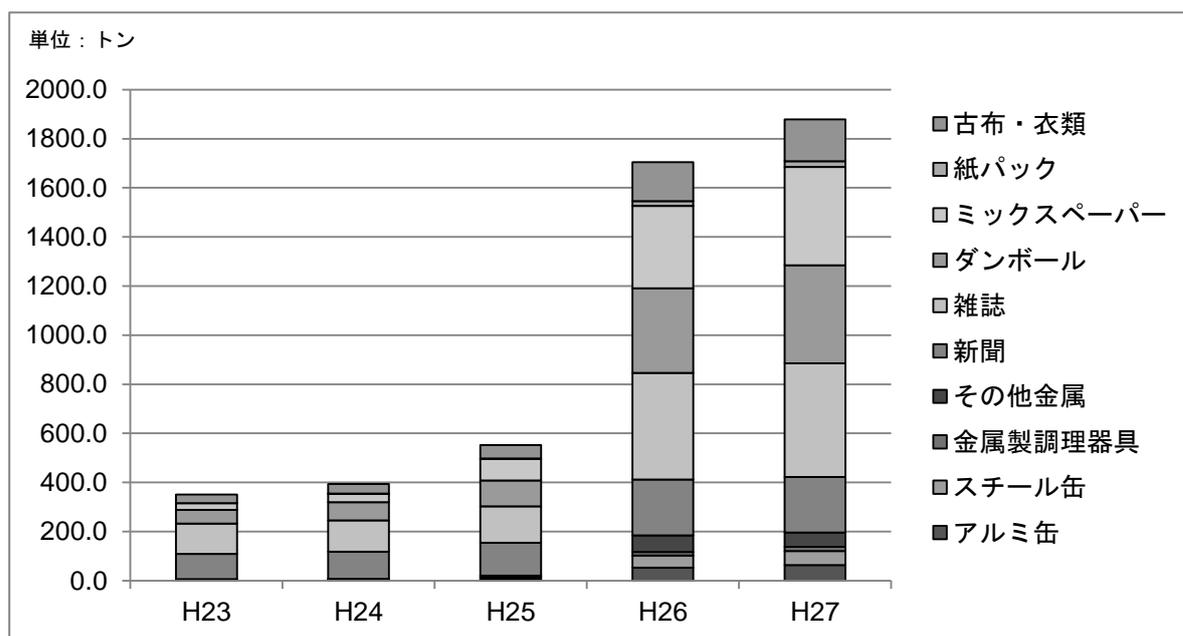


図 2-2-1 集団資源回収収集量推移

## (3) 生ごみ自家処理の普及

燃やすごみに占める割合が多い生ごみの減量化を進めるため、生ごみ自家処理機等の普及を強力推進しています。平成2年度から20年度まで実施したコンポスターの無償貸与制度を土台とし、平成11年度からは電動生ごみ自家処理機等の購入補助を開始、平成21年度には、対象機種を増やした割引販売を開始し、手動式生ごみ自家処理容器の200世帯モニター事業、公募によるモデル地区での集中的な普及など重層的な取組みにより、使いやすい生ごみ自家処理機等の普及に努めています。町民の考案によるバクテリア de キエーロ、ベランダ de キエーロは、商品化され、町外にも使用者が増えています。また、利用者に対しては、適切に継続して利用できるよう、自宅訪問等によるアフターフォローも実施しています。



バクテリア de キエーロ

表2-2-2 各種生ごみ自家処理機等の普及台数

年度	地上式ｺｯﾌﾟｽﾀｰ	埋込式ｺｯﾌﾟｽﾀｰ	EMﾊﾞｸﾞ	ﾊﾞｸテリアdeｷｰ	ﾊﾞﾗﾝｽdeｷｰ	電動生ごみ処理機	手動式生ごみ処理機	計
H2～19	2,354	725	0	0	0	402	0	3,481
H20	101	0	0	0	0	24	0	125
H21	134	60	146	163	0	40	332	875
H22	51	43	41	132	56	27	26	376
H23	54	19.5	24.5	118	228	16	0	460
H24	43	9.5	24	79	197	12	0	364.5
H25	47	8	16	47	163	14	2	297
H26	65	9.5	22	53	153	16	3	321.5
H27	33	1.5	13.5	26	96	9	2	181
計	2,882	876	287	618	893	560	365	6,481

●埋込式ｺｯﾌﾟｽﾀｰ、EMﾊﾞｸﾞは2個1セットで1つとカウントしています。

補助台数を世帯数で割った単純世帯普及率は、平成27年度末時点で約51%となりますが、使用者アンケートや電話での聞き込みをもとに推測される実質的な世帯普及率は、27年度末時点で約30%です。

#### (4) 再使用（リユース）の促進

##### ①葉山リサイクル

町内におけるリユース促進の一環として、不用品交換による再使用の促進を目的とするリサイクル掲示板「葉山リサイクル」を設置しています。平成20年度にオンライン化を行い、本町ホームページから利用できるようにしたことで、さらに利用が進んでいます。

表2-2-3 リサイクル掲示板の利用推移

(件)

	ゆずります		ゆずってください		計		
	掲載	成立	掲載	成立	掲載	成立	成立率
H20	87	51	16	6	103	57	55.3%
H21	127	104	48	16	175	120	68.6%
H22	141	100	34	6	175	106	60.6%
H23	153	105	35	8	188	113	60.1%
H24	191	135	19	7	210	142	67.6%
H25	185	140	44	19	229	159	69.4%
H26	250	204	51	18	301	222	73.8%
H27	216	177	45	11	261	188	72.0%

## ②くるくる市

くるくる市は、環境省の「平成25年度市町村における使用済製品リユースモデル事業」としてスタートし、衣類や生活雑貨等を無料で持込み、必要なものを無料で持帰ることができるリユース体験イベントとして、町民ボランティアと協働で実施しています。また、民間リユース事業者とも連携し、持帰りの無かった製品についても可能な限りリユースを行っています。これまでの町民リユースの実績は表2-2-4のとおりです。

表2-2-4 くるくる市町民リユース実績

(単位：kg)

	衣類	本・CD・DVD	靴・バッグ	おもちゃ等	食器・日用品	合計
平成25年度(3回)	750	355	119	86.4	1,189	2,499.4
平成26年度(2回)	856.8	246	96.8	141.9	870.6	2,212.1
平成27年度(2回)	946.7	313.9	92.2	176	1,097.4	2,626.2

## 3. 収集・運搬及び施設の現状

## (1) 収集・運搬の現状

本町が実施する収集・運搬の概要は、表 2-3-1 に示すとおりです。また、ごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者世帯などを対象に、戸別の「ふれあい収集」を福祉施策として実施しています。

表 2-3-1 収集・運搬の現状

分別区分	主体	収集方法	ｽｰｼﾞョﾝ数 (箇所)	収集頻度 (回)	収集車両	排出方法	
家庭系 ごみ	燃やすごみ	直営	戸別	—	週 2	パッカー車	透明・半透明の袋
	容器包装プラスチック	直営	戸別	—	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	プラスチックごみ	直営	戸別	—	月 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	粗大ごみ	直営	戸別/直接搬入	—	随時申込/搬入	平ボディ車	—
	透明びん	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	茶色びん	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	その他の色のびん	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	白色トレイ	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	ペットボトル	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	パッカー車	コンテナに入れる
	廃食油	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	フタ付き容器に入れる
	埋立ごみ	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	小型電気製品	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	蛍光管・電球	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	乾電池	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	草木類	直営	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	パッカー車	透明・半透明の袋
事業系一般廃棄物	事業者による自己搬入 または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託					手数料 25 円/kg	

## (2) 葉山町クリーンセンター整備状況

葉山町クリーンセンターは、ごみ焼却施設、不燃物処理施設、し尿焼却施設及び事務所棟で構成され、その他容器包装プラスチック、びん類、プラスチックごみ、植木剪定枝等のストックヤード<sup>\*</sup>が配置されています。し尿処理施設については、し尿等の公共下水道への投入処理を平成26年度から開始したことにより休止、ごみ焼却施設は、老朽化及びクリーンセンター放流水から基準値を超えるダイオキシン類<sup>\*</sup>が検出されたことにより平成22年度に停止しており、現在、施設として稼働しているのは不燃物処理施設のみとなっています。なお、焼却施設のうち、燃やすごみのごみピット及びクレーンについては、ごみの搬出のため現在も使用しています。

### ①ごみ焼却施設（平成23年度休止）

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内2286

処理能力：40t/日[20t/8h×2系（10t/8h×4炉）]

処理方式：機械化バッチ燃焼式焼却炉

建設年度：（着工）昭和51年4月（竣工）昭和52年3月

排ガス高度処理施設整備：（着工）平成14年3月（竣工）平成14年12月

### ②不燃物処理施設

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内2286

処理能力：（破碎）10t/5h（圧縮）12t/5h

建設年度：（竣工）昭和53年3月

#### 4. 処理費の現状

過去5年間のごみ処理費の実績は表2-4-1のとおりです。ごみ焼却施設を休止し、現在の民間処理委託へ移行した平成23年度は総額約8億円となっていますが、ごみの減量化が進んだことや、処理効率を向上させたことにより、平成26年度は総額ベースで、平成23年度比8.6%の削減となっています。

表2-4-1 過去5年間のごみ処理費実績

(単位：千円)

	処理及び維持管理費			建設改良費	総額	1トンあたり処理費(円)	ひとりあたり処理費(円)
	収集運搬費	中間処理費	最終処分費				
平成22年度	254,990	321,316	136,102	74,430	786,838	60,282	21,742
平成23年度	272,925	219,752	314,909	0	807,586	65,096	24,576
平成24年度	281,760	110,624	396,102	0	788,486	62,848	24,030
平成25年度	271,908	109,953	386,797	730	769,388	64,023	23,618
平成26年度	286,191	90,420	359,843	1,495	737,949	73,557	22,675

(『神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要』平成22年度～平成26年度)

●1トンあたり及びひとりあたりの処理費は県の算出方法によります。

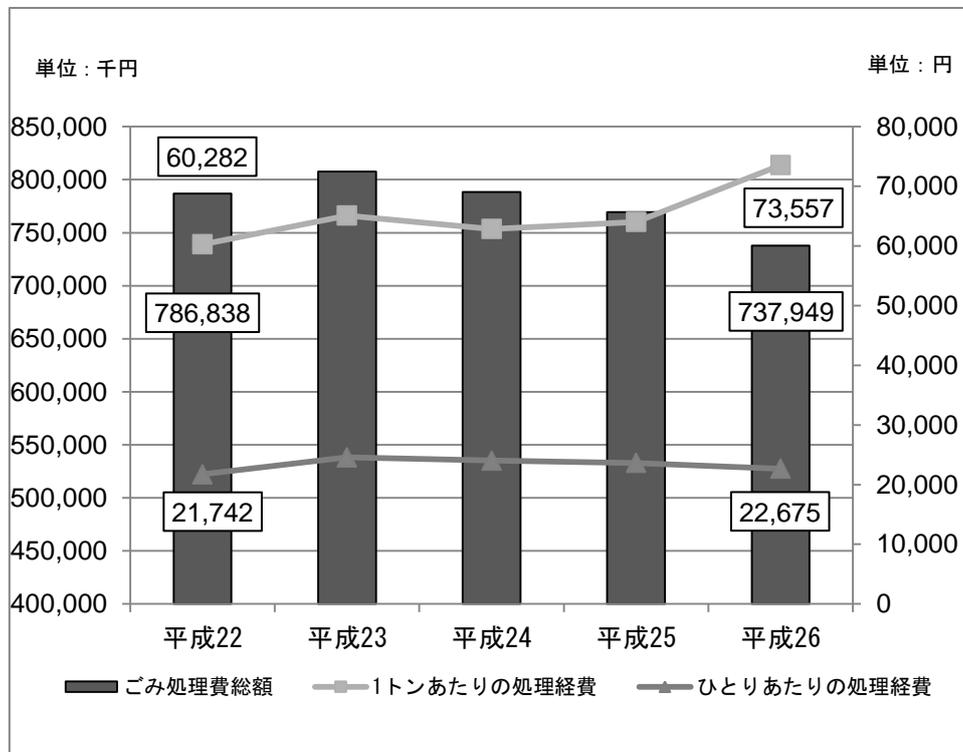


図2-4-1 ごみ処理費の総額・1トンあたり処理費・ひとりあたり処理費

処理費の内訳を目的別にみると、図2-4-2のようになります。ごみ量が最も多い焼却処理に係る費用が多く、また、ごみの収集等を直営で実施していることから、人件費が大きな割合を占めます。よって、ごみが減量されることによって1トンあたりの処理費は上昇することになります。

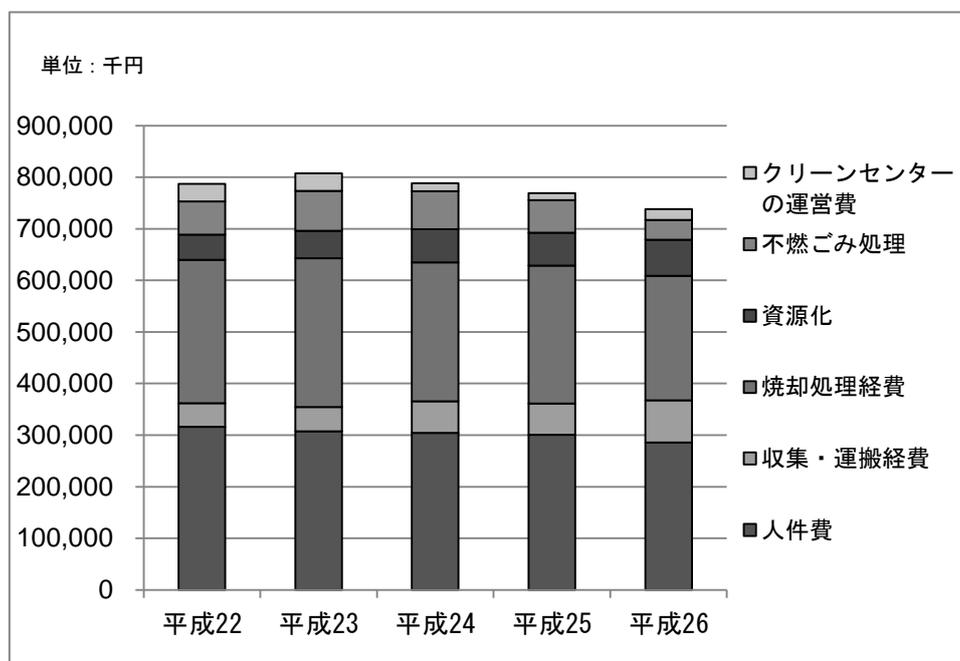


図 2-4-2 目的別処理費の推移

### 5. 不法投棄の現状

本町で発生する不法投棄の発生件数の推移は表2-5-1のとおりです。投棄物の内容は、自転車や廃家電など小規模なものにとどまっており、また、発生件数は近隣自治体と比べ少ない状況です。

表 2-5-1 不法投棄の発生件数

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	18	11	9	11	4

●ここで言う不法投棄は、粗大ごみや事業系一般廃棄物の山林等への投棄を対象としています。資源ステーションの不適切利用による放置ごみ等は含みません。

## 6. ごみ処理に関する課題

### (1) 適正処理の確保

平成22年にクリーンセンター放流水から基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことにより本町の焼却施設は停止しており、ごみ処理は民間施設への委託により処理を行ってきました。この様な状況の中、近隣自治体との連携による安定的かつ適正なごみ処理体制の確保の検討を進め、平成28年7月に鎌倉市・逗子市との2市1町ごみ処理広域化に関する覚書を締結し、今後、この2市1町において効率的な処理体制を構築していくこととなります。しかしながら、ごみ処理施設の整備は高額であるとともに、維持管理にかかる費用も多額なものとなります。このことから、ごみの資源化・減量化は引続き精力的に進め、施設への依存度を可能な限り減らしていくことが不可欠となります。

### (2) 施設解体・再整備

本町のクリーンセンターは、昭和52年の竣工以来築40年となり、全体的に老朽化が進んでいます。また、これまで循環型社会への対応や効率化を図るため、順次分別の細分化や資源化を進めたことにより、それらの保管施設は機能的に配置されているとは言えません。金属類の集団資源回収化によって処理量が大幅に減少した不燃ごみ処理施設とあわせ、現存施設については、その必要性の有無も含め、抜本的な再整備が必要です。また、ごみ処理広域化によるごみ処理の効率性を高めるため、ごみの中継施設としての機能を強化する必要があります。

施設の再整備については、現存している焼却施設等の解体工事も含め、莫大な費用を必要とすることから、必要最小限に施設規模を抑えることは勿論のこと、前述のごみ処理広域化の計画と進捗をあわせ、国の交付金の活用についても十分検討する必要があります。

なお、本町は、地理的状况からまとまった代替地を用意することが困難なことから、原則としてごみの収集や保管、中継など通常の業務を実施しながら、施設解体・再整備を行うこととなります。このことから、解体・再整備計画の検討の際には、町民の生活環境への影響を可能な限り少なくするよう検討を進める必要があります。

### (3) ごみの資源化・減量化の推進

平成27年度時点で、本町の排出するごみの55.2%が焼却処理に頼っており、1.0%が埋め立て、43.8%が資源化という状況です。上述のとおり、適正な焼却処理の確保が重要な課題となる中、焼却処理を行うごみの計画的な削減と資源化の推進は、本町のごみ処理の安定化、更には環境負荷の低減や資源の有効活用の観点から見ても、きわめて重要な課題であると言えます。

本町では現在、粗大ごみ及び植木剪定枝を含む計25品目の分別を行っていますが、これらの適正な分別による資源化の向上を図ることが重要です。

また、生ごみ自家処理の普及推進によるごみ減量化の継続強化も欠かせません。本町の生ごみ自家処理普及率は、周辺自治体に比して高い状況ですが、費用対効果の高い生ごみ自家処理によって、焼却処理の大半を占める生ごみの減量化をより一層推進するこ

とは、本町のごみ処理にとって大きなメリットとなります。

#### (4) 収集方式の改善

本町は平成26年6月よりごみステーション収集から、ごみの戸別収集及び資源ステーションによる資源物の拠点回収へと収集方式の変更を行いました。このことにより、ごみ量の減少及びリサイクル率向上に対して一定の成果が見られました。またリバウンド等の増加兆候も見られないことから、今後、社会情勢が大きく変化することが無ければ、現在のごみ量が維持されるものと考えられます。

しかし、将来人口予測において、人口減少のみならず後期高齢者人口が大幅に増加することが予測されており、現行の方式での排出が困難となる町民の増加も懸念されます。このことから、十分な調査、研究にあわせ町内会や自治会との協働等も視野に入れた、様々な方々が、安心して生活できる収集方式の検討を進める必要があります。

#### (5) 事業系一般廃棄物の発生抑制と資源化

本町では、ごみ量全体の約3割が直接搬入によってクリーンセンターに持ち込まれており、その大半が事業系一般廃棄物と考えられます。少量排出事業所<sup>\*</sup>による排出分と合わせると、事業系一般廃棄物は無視できない割合を占める計算となります。これら事業系一般廃棄物の発生抑制と資源化に向け、手数料の見直しやあわせて処理をしていた産業廃棄物の受入れの見直しを行いました。しかし、事業系一般廃棄物については微増の状況となっているとともに、事業系燃やすごみの組成調査においても未だ産業廃棄物の混入が見られます。このことから、再度、事業者の自己処理責任を明確化したうえ、指導強化等により適正な排出を確保するとともに、事業系燃やすごみの約60%を占める生ごみの削減に事業者が取り組みやすい仕組みの検討も必要であると考えます。

また、現状の手数料については、実際の処理原価に対して未だ安価であることもあり、予見性を持たせながら段階的に、処理原価に準ずるような適正化を図るべきであると考えられます。

#### (6) ごみ処理費の削減

本町は、ごみ処理費の削減に努め、処理の効率化やごみの減量化により、ここ10年間で改善されてきましたが、依然として高額処理費を脱するに至っていないのが現状です。ごみ処理費の削減については、日々の処理の効率化や更なるごみの減量化を進めながら継続的に取り組むことは勿論のことですが、適正処理を維持しつつ、ごみ処理費を引き下げることは大きな課題となっています。

また、ごみの収集にかかる人件費についても、日々全町内を循環する業務の特性を活かし、福祉等の他分野における町民へのサービス提供の可能性を研究し、付加価値のある取り組みの検討を進めることが必要です。

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

#### ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざします

「ゼロ・ウェイスト」は英語で「ごみや無駄をゼロにする」の意です。本町では、ゼロ・ウェイストの理念のもと、ごみの資源化・減量化に正面から取り組み、資源の無駄を可能な限り減らすとともに、処理の効率化を進め、ごみ処理をめぐる無駄をなくすことを目指します。葉山町の考えるゼロ・ウェイストは、以下の3点に集約されます。

#### (1) ごみを減らす

ごみの資源化・減量化の推進による環境負荷の低減は、いまや世界的な使命と言えます。ゼロ・ウェイストは、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の「3R」を進め、限りある資源をできる限り有効に活用します。資源になるものを分けて回収し、リサイクルするのみならず、発生抑制や再使用に取り組み、「ごみを減らす生活」によってごみとして処分するものを減らします。

#### (2) 無駄をなくす

ゼロ・ウェイストは、ごみの量を減らすことだけが目標ではなく、ごみ処理をめぐるあらゆる無駄を見直そうという考え方です。

ごみの資源化・減量化によって資源の無駄（ごみとして処分されてしまう資源やごみを処理するためのエネルギー）を削減するのみならず、処理の効率化を進め、処理費の無駄を作らない町を目指します。更に、かける費用はできる限り環境配慮の用途に向けていきます。

#### (3) 地域の力が高まる

ゼロ・ウェイストは、町民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、協力しながら取り組みを進めることにより、「地域の力」を高めます。三者が協働できる場を設け、本町の人材と知恵が生かされることで、ゼロ・ウェイストを通して、まちづくりの基本となる地域の活力を強化します。

## 2. 基本方針

基本理念である「ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざす」ため、以下の5つの基本方針を掲げます。

### 方針1：地域に合った方法を選ぶ

地域性や人口規模を考慮し、本町に適した持続可能なごみ処理のあり方を選択します。地域の人材や特性を活かしつつ、住民の利便性、収集や処理の効率性、ごみの資源化・減量化の効率化を最大限に導き出す方法を検討します。

### 方針2：実践から発想する

本町にふさわしい取組みを見極めるうえでは、常に現場から発想し、実験的な取組みにも積極的に挑戦する姿勢が求められます。ゼロ・ウェイストの取組みを通して、新しい発想や手法を生み出し、柔軟に対応・改善します。

### 方針3：適正な処理技術・施設を選択する

処理技術・施設への安易な依存は、処理費を膨らませ、ごみ処理のあり方を硬直化させる要因となります。ごみの発生抑制と資源化・減量化を進め、本町の状況に合った、環境負荷の低い適正な処理技術・施設を選択することにより、施設への依存度を減らします。

### 方針4：良い取組みが報われる

ごみの資源化・減量化の促進には、個人・団体・事業者による取組みが正当に評価され、更なる努力や取組みに向けた動機付けがなされることが必要です。良い取組みが報われ、幅広い層が主体的に参画できる仕組みづくりを進めます。

### 方針5：果敢に挑戦する

究極の目標である「ゼロ」を目指すためには、あえて高い目標を掲げ、乗り越えるために知恵を絞り、果敢に挑戦し続けることが肝要であるとともに、その目標は取組みに

関わる全ての者に共有されなければならないと考えます。目標を達成するための道筋を分かりやすく明示するとともに、進捗状況を共有し、取組みの継続性を保ちます。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 1. 計画目標

本計画の策定期間である平成38年度末までに次の目標達成を目指します。

リサイクル率（総ごみ量の内、分別や処理過程によりリサイクルを実施した率）

平成27年度実績		平成38年度目標
43.8%		50%以上

焼却率（総ごみ量の内、ごみとして焼却処理を実施した率）

平成27年度実績		平成38年度目標
55.2%		50%以下

平成26年6月より開始した分別品目（14分別⇒25分別<sup>\*</sup>）及び収集方法（戸別収集及び資源ステーション方式）の改変により、本町のリサイクル率は大きく伸展しました。一方、鎌倉市・逗子市とのごみの広域化処理はスタートしたものの、ごみの処理については依然として外部で処理を行うことから、葉山町として今後ごみの資源化・減量化に精力的に取り組む責任があるものと考えます。このことから、私たちの町から発生する一般廃棄物の半分以上を資源化すること、ごみとして焼却するものを半以下にすることを目標として位置付けます。

リサイクル率を向上させるためには、各家庭での分別や収集後の処理行程でごみと資源物を分けることは勿論のこと、ごみそのものの発生量を少なくすることが肝要です。また、コストや効率も注視しながら、持続的にかつ安定的な仕組みを構築する必要があると考えます。これらのことを考慮し、目標を達成するために取り組む主な施策を次に示します。

### 2. 目標達成に向けた主な施策

現在の収集や分別区分は維持し、目標達成に向け、主に次の施策に取り組めます。

#### （1）ミックスペーパーの分別促進 資源化量 ごみの焼却量

平成28年9月に実施した家庭系燃やすごみの組成分析において、ミックスペーパーの混入が約16%見られました。平成27年度における家庭系燃やすごみの収集実績は3,977トンで、組成分析における混入率で混入していると仮定すると約636トンのミックスペーパーがごみとして焼却されてしまったこととなります。

燃やすごみの中に混入しているミックスペーパーを見ると、メモ紙や商品タグなど小さなものが主で、戸別収集実施前に見られた比較的大きなもの（お菓子の箱やカタログ類など）は少なくなっている印象です。このことから、更にミックスペーパー分別への理解を深めることは勿論のこと、小さなミックスペーパーも分別されやすい取組みを実施します。

## (2) プラスチックごみの資源化 資源化量 ごみの焼却量

各家庭から戸別収集で収集されているプラスチックごみは、民間の焼却施設において焼却処理されています。戸別収集開始以降、容器包装プラスチックとの適正分別が進み、処理量は大幅に削減されました。現時点においては、民間の焼却施設においてごみとして焼却処理を実施していますが、プラスチックごみの中には、マテリアルリサイクル※が可能なプラスチックが混在しており、また、石炭の代替燃料として利用される RPF 燃料※化も可能であると考えます。このことから、環境面は勿論のことコスト面についても十分検討を実施し、中間処理によるプラスチックごみの資源化を実施していきます。

## (3) 生ごみ自家処理の普及促進 ごみの焼却量

各家庭における生ごみの自家処理は、燃やすごみそのものの量を減らすとともに、収集に対する負荷を減らすことが出来ます。また、発生からすぐに処理することが出来ることから、燃やすごみの収集日まで溜めておく必要がなく、衛生的なことも利点であると考えます。このことから、平成 21 年度より、生ごみ自家処理容器の割引販売を実施するとともに、継続的かつ安心して利用することができるよう、訪問サポート等の体制を充実させ、平成 27 年度末現在において概ね 1/3 の家庭で利用されていると見込んでいます。

今後も生ごみ自家処理の普及促進は継続していくとともに、生ごみ自家処理容器のラインアップの充実やキャンペーンの実施等により更に幅広い家庭に利用してもらえる取組みを実施していきます。

## (4) 事業系燃やすごみの削減 ごみの焼却量

戸別収集の実施や分別排出への協力により、家庭から発生する燃やすごみの量は大幅に減少しました。これまでプラスチックや金属類などの産業廃棄物の受入停止や事業系一般廃棄物処理手数料の改定など、事業系燃やすごみの適正排出や減量化への取組み誘因として実施してきましたが、事業系燃やすごみは増加傾向にあり、平成 27 年度における燃やすごみの総処理量に占める事業系燃やすごみの量は約 30%でした。（平成 22 年度は 14%）

増加の要因は様々なことが考えられますが、事業系燃やすごみの組成分析調査を平成28年9月に実施したところ、資源可能な紙や産業廃棄物の混入が見られるとともに、多量の未開封食品（賞味期限切れや売れ残り）が見られました。このことから事業系燃やすごみの対策として次の施策を実施していきます。

### ①処理責任の明確化

全ての事業者は、事業活動によって発生したごみ（店舗等の営業から発生したもののみならず、従業員が飲んだペットボトル容器や弁当容器等も含まれます。）を自ら処理しなければならないことが廃棄物処理法第3条に規定されています。また、葉山町で受入れることが出来る事業系のごみは事業系一般廃棄物（主に生ごみや資源化することが出来ない紙等の燃やすごみと植木剪定枝）のみで、プラスチック類や金属類等の産業廃棄物は、定められたルールに基づき処分しなければならないこととなっています。

これらの事項に関しては、これまでもホームページや冊子等で周知を実施してきましたが、未だに事業系燃やすごみの中にはプラスチック類等の産業廃棄物や、本来事業者自らリサイクルしなければならない資源化可能な紙類の混入が見られることから、改めて、自己処理責任と、各廃棄物処理に関するルールを認識する必要があります。このことから、事業系のごみ処理に関する情報発信媒体の充実を図り、周知の徹底を図っていきます。

### ②搬入物の厳格化・事業所への立入検査の実施 **ごみ焼却量**

①の処理責任の明確化とあわせ、事業系燃やすごみの搬入時における搬入物検査を強化するとともに、適切な分別排出が可能となるよう各事業所への訪問指導を実施していきます。また、実施にあたっては、事業系一般廃棄物対策班の編成を検討します。

### ③事業系燃やすごみ中の生ごみの削減 **ごみ焼却量**

事業系燃やすごみの組成分析調査を実施したところ、生ごみの組成率は63.3%で、その内の8.2%は売れ残りや賞味期限切れの未開封食品でした。こうした所謂「食品ロス<sup>\*</sup>」については、事業系のみならず家庭から排出されるものもあわせ、日本全体の社会問題で、「食品ロス」そのものを減らすことが重要であるとともに、食品リサイクル法<sup>\*\*</sup>への取組み実施や、生ごみの自家処理の実施により、ごみとして排出する量を減らす取組みを並行して進めることが必要だと考えます。このことから、事業者においても生ごみの自家処理に取り組みやすい制度構築を進めるとともに、①に記載の周知徹底により食品リサイクル法への取組み促進を図っていきます。

#### ④事業系一般廃棄物処理手数料の見直し

廃棄物処理法第3条の規定（事業者の自己処理責任）を鑑み、平成25年に事業系一般廃棄物処理手数料を1キログラム当たり10円から25円に改定しました。しかし、現状における燃やすごみの焼却には1キログラム当たり約40円程度が必要であることを勘案すると、現状の処理手数料は未だ安価であると言わざるを得ません。また、事業所において事業系一般廃棄物の減量化や自家処理等が進まない一要因として、各自治体が定める事業系一般廃棄物処理手数料が安価であることも考えられることから、今後の事業系一般廃棄物の推移を見ながら、段階的に処理原価に準ずるよう適正化を進めていきます。

#### ⑤事業系ごみの減量化に取り組む事業所の評価

①～③の施策の推進とあわせ、食品リサイクル法に基づく生ごみのリサイクルに取り組む事業者やごみの減量化に取り組む事業所が意欲的に取り組みを継続できるよう応援する仕組みが必要であると考えます。そこで、取り組みを評価し、消費者である町民に周知するとともに、評価された事業者にメリットが出るような制度構築を検討します。

#### ⑥少量排出事業所制度の見直し

原則として事業系ごみは、事業者自らの責任において処理をすることとなっておりますが、発生するごみ量が一般家庭と遜色ない（日量3キログラム未満）においては、少量排出事業所制度により、一般家庭と同様に本町で収集を実施しています。しかし、戸別収集等の実施により、一般家庭から発生するごみ量が減少したことを受け、少量排出事業所制度の見直しを実施します。また、一般家庭における生ごみの自家処理の推進状況を鑑み、キエー口等による生ごみ自家処理の義務化もあわせて検討します。

### 3. 将来推計

#### (1) 人口推計

日本全体において人口の減少が進む中、本町においては転入人口の社会人口等の増加によって、微増の状況が続いてきましたが、今後は減少すると見込まれています。本計画では、表 4-3-1 示すとおり葉山町総合計画における将来人口推計値を用いることとしました。

表4-3-1 将来人口

(単位：人)

年度	現況（平成 27 年）	中間年（平成 33 年）	目標年（平成 38 年度）
人口	33,473	32,645	31,626

#### (2) ごみ・資源物の将来予測

表 4-3-1 の将来人口の表に示すとおり、今後、本町の人口は減少することが見込まれています。ごみ量や資源物の将来予測の方法は様々な手法が考えられますが、分別収集の変更などの計画が無く、品目毎の排出原単位（一人一日の排出量）実績が安定している場合、将来人口予測に原単位を乗じて、ごみ量の予測を実施します。この手法では、人口が減ることによって当然ごみ量が減ることから、各施策の実施による減量効果が見えにくくなってしまいます。そこで、先ず現状のごみ施策（分別収集や処理等）を維持したと仮定した人口減少の成行きに任せた推計（以下、「成行き推計」という。）を実施し、本章 2 で示した目標を達成するための施策を実施した場合の推計値と比較することで、目標達成に向けた各ごみの削減量の目安として示します。

## ①成行き推計の方法

各ごみの成行き推計は、表 4-3-2 に示す方法で推計します。

表 4-3-2 成行き推計の推計方法

一般家庭ごみ・資源物の発生量	収集方法の変更を実施した平成 26 年 6 月から平成 28 年 7 月の各月毎の実績から平均原単位を算出し、人口推計結果に基づく人口推移を原単位に乗じて推計します。
うち粗大ごみの中間処理による資源化量等	収集された粗大ごみは解体等の中間処理を経て、リサイクルやごみとして処分されます。推計ではそれぞれ、実際にリサイクル業者等へ搬出した実績から年間の平均構成比を算出し、推計した粗大ごみ発生量に乗じて推計します。
事業系（燃やすごみ）	経済センサス <sup>※</sup> による従業員数から目標年次までの従業員数をトレンド法 <sup>※</sup> により推計し、原単位に乗じて推計します。
事業系（植木剪定枝）	平成 26 年 6 月から平成 28 年 7 月の各月毎の実績から平均原単位を算出し、人口推計結果に基づく推移を原単位に乗じて推計します。

## ②成行き推計結果

表 4-3-2 の推計方法に基づいて推計した各年の推計結果は表 4-3-3 のとおりです。

表 4-3-3 成行き推計結果

(単位：t)

項目/年度		現況（平成 27 年）	中間（平成 33 年）	目標（平成 38 年）		
ごみ	戸別	燃やすごみ	3,977.0	3,874.0	3,753.0	
		廃プラスチック	383.0	371.0	357.4	
	ST	埋立ごみ	98.8	85.7	83.0	
資源	戸別	容器包装プラスチック	568.0	552.5	535.3	
	ST	植木剪定枝	1,052.0	944.2	914.7	
	集団	アルミ缶	アルミ缶	69.5	60.9	59.0
			スチール缶	63.6	56.0	54.3
			金属製調理器具	18.3	16.8	16.2
			その他金属	62.6	63.7	62.8
			新聞	249.3	225.9	218.8
			雑誌	551.8	461.5	447.1
			ダンボール	464.5	383.6	371.6
			ミックスペーパー	445.1	373.0	361.3
			紙パック	26.2	23.4	22.7
			古布・衣類	222.1	171.7	166.4
	ST	びん	びん	352.0	317.4	307.5
			ペットボトル	90.0	103.0	99.8
			白トレイ	4.0	1.8	1.8
			乾電池・蛍光管等・廃食油	23.0	22.4	21.7
粗大	有収	収集粗大ごみ	83.0	88.7	85.9	
	直搬	直接搬入粗大ごみ	195.0	181.5	175.8	
	合計	粗大ごみ合計	278.0	270.2	261.7	
		うち木屑（リサイクル）	187.0	181.8	176.1	
		うち家電（リサイクル）	35.4	34.4	33.3	
		うち金属（リサイクル）	39.4	38.3	37.1	
		うち埋立処理（中間処理）	16.2	15.7	15.3	
家庭系小計		8,999.0	8,378.8	8,116.1		
ごみ	事業系燃やすごみ	1,849.0	1,463.7	1,429.5		
資源	事業系植木剪定枝	737.0	807.8	782.5		
事業系小計		2,586.0	2,271.5	2,212.0		
総排出量（家庭系＋事業系）		11,584.8	10,650.3	10,328.1		

戸別：戸別収集 ST：資源ステーション行政回収 集団：集団資源回収 有収：粗大有料収集 直搬：粗大直接持込み

## ③成行き推計結果に基づく資源化率等

②の成行き推計結果を、処理別にまとめると表 4-3-4 のとおりとなります。

表4-3-4 成行き推計結果まとめ

(単位：t)

項目/年度	現況（平成 27 年）	中間（平成 33 年）	目標（平成 38 年）
家庭系ごみや資源合計	8,999.0	8,378.8	8,116.1
うち焼却処理（焼却率）	50.5%	52.8%	52.8%
うち埋立処理（埋立率）	1.3%	1.2%	1.2%
うち資源化（資源化率）	48.2%	46.0%	46.0%

事業系一般廃棄物の合計	2,586.0	2,271.5	2,212.0
うち焼却処理（焼却率）	71.5%	64.4%	64.6%
うち資源化（資源化率）	28.5%	35.6%	35.4%

総ごみ量（家庭系＋事業系）	11,584.8	10,650.3	10,328.1
うち焼却処理（焼却率）	55.2%	53.6%	53.6%
うち埋立処理（埋立率）	1.0%	1.0%	1.0%
うち資源化（資源化率）	43.8%	45.4%	45.4%

●埋立処理には焼却灰の埋立は含みません

成行き推計における変動要因は、人口と事業系燃やすごみに関連する事業所の従業員数のみであることから、人口の減少に伴ってごみや資源の量は減少していきますが、焼却率や資源化率はあまり変動しません。

## ④ごみの減量化施策等を実施した場合の推計

ごみの減量化施策等を実施した場合の推計については、成行き推計の推計方法にあわせ、表 4-3-5 に基づき推計を実施していきます。

表4-3-5 ごみの減量化施策を実施した場合の推計方法

家庭系 燃やすごみ	生ごみ自家処理容器の普及	平成 28 年度累計導入実績値は、平成 27 年度実績+200 基とし、毎年 200 基ずつ増加していくと予測します。
	ミックスペーパーの分別促進	組成調査における燃やすごみに混入しているミックスペーパーの組成率は 16% でした。そこで、施策の実施により徐々に分別が促進すると仮定し、平成 38 年度には約 8% までに減少すると見込み推計します。燃やすごみから分別された分ミックスペーパーは増加します。
家庭系 プラスチック ごみ	プラスチックごみの資源化	既に分別収集されているプラスチックごみを中間処理によりプラスチック素材として利用可能なものを選別し、マテリアルリサイクルを実施するとともに、その他のものについては RPF 燃料化を進めます。全量のリサイクル実施については、概ね平成 30 年度から実施をする見込みで推計します。
事業系 燃やすごみ	事業系生ごみ自家処理等の促進	事業所における生ごみ自家処理の推進や食品リサイクル法への取組みを促すことにより、平成 38 年度には成行き予測値に比べ 10% の事業系燃やすごみの削減を見込みます。
	未開封食品（食品ロス）の削減	町内の食料品小売店・飲食店等に対し、食品ロスの削減に向けて、商品の売切りや使いきり等の取組みを促すことで、平成 38 年度には現状より 30% の削減を見込みます。
	分別の徹底	事業系燃やすごみの組成分析調査において、資源可能な紙の混入やプラスチック類の産業廃棄物の混入が約 7% あることがわかりました。事業系ごみの処理責任の理解を進めるとともに、分別指導の徹底により、平成 38 年度には混入率ゼロを目差します。

## ⑤ごみの減量化施策を実施した場合の推計結果

表 4-3-5 の推計方法に基づいて推計した各年の推計結果は表 4-3-6 のとおりです。

表4-3-6 ごみの減量化施策を実施した場合の推計結果

(単位：t)

項目/年度		現況（平成27年）	中間（平成33年）	目標（平成38年）	
ごみ	戸別	燃やすごみ	3,977.0	3,820.5	3,590.4
資源		廃プラスチック	383.0	371.0	358.4
ごみ	ST	埋立ごみ	98.8	85.7	83.0
資源	戸別	容器包装プラスチック	568.0	552.5	535.3
		ST	植木剪定枝	1,052.0	944.2
	集団	アルミ缶	69.5	60.9	59.0
		スチール缶	63.6	56.0	54.3
		金属製調理器具	18.3	16.8	16.2
		その他金属	62.6	63.7	61.8
		新聞	249.3	225.9	218.8
		雑誌	551.8	461.5	447.1
		ダンボール	464.5	383.6	371.6
		ミックスペーパー	445.1	406.4	423.9
		紙パック	26.2	23.4	22.7
		古布・衣類	222.1	171.7	166.4
	ST	びん	352.0	317.4	307.5
		ペットボトル	90.0	103.0	99.8
		白トレイ	4.0	1.8	1.8
		乾電池・蛍光管等・廃食油	23.0	22.4	21.7
粗大	有収	収集粗大ごみ	83.0	88.7	85.9
	直搬	直接搬入粗大ごみ	195.0	181.5	175.8
	合計	粗大ごみ合計	278.0	270.2	261.7
		うち木屑（リサイクル）	187.0	181.7	176.0
		うち家電（リサイクル）	35.4	34.4	33.3
		うち金属（リサイクル）	39.4	38.3	37.1
		うち埋立処理（中間処理）	16.2	15.7	15.3
家庭系小計			8,999.0	8,358.8	8,016.0
ごみ	事業系燃やすごみ		1,849.0	1,358.3	1,218.7
資源	事業系植木剪定枝		737.0	807.8	782.5
事業系小計			2,586.0	2,166.1	2,001.2
総排出量（家庭系＋事業系）			11,584.8	10,524.9	10,017.2

戸別：戸別収集 ST：資源ステーション行政回収 集団：集団資源回収 有収：粗大有料収集 直搬：粗大直接持込み

## ⑥ごみの減量化施策を実施した場合の推計結果に基づく資源化率等

⑤の推計結果を、処理別にまとめると表 4-3-7 のとおりとなります。

表4-3-7 ごみの減量化施策を実施した場合の推計結果まとめ

(単位：t)

項目/年度	現況（平成 27 年）	中間（平成 33 年）	目標（平成 38 年）
家庭系ごみや資源合計	8,999.0	8,358.8	8,016.0
うち焼却処理（焼却率）	50.5%	45.7%	44.8%
うち埋立処理（埋立率）	1.3%	1.2%	1.2%
うち資源化（資源化率）	48.2%	53.1%	54.0%

事業系一般廃棄物の合計	2,586.0	2,166.1	2,001.2
うち焼却処理（焼却率）	71.5%	62.7%	60.9%
うち資源化（資源化率）	28.5%	37.3%	39.1%

総ごみ量（家庭系＋事業系）	11,584.8	10,524.9	10,017.2
うち焼却処理（焼却率）	55.2%	49.2%	48.0%
うち埋立処理（埋立率）	1.0%	1.0%	1.0%
うち資源化（資源化率）	43.8%	49.8%	51.0%

●埋立処理には焼却灰の埋立は含みません

## ⑦推計結果の比較

表4-3-4の成行き推計結果と表4-3-7のごみの減量化施策を実施した場合の推計結果の比較結果は表4-3-8のとおりとなります。

表4-3-8 推計結果の比較

(単位：t)

項目/年等	中間（平成33年）			目標（平成38年）		
	成行き	施策実施	増減	成行き	施策実施	増減
家庭系総排出量（ごみ+資源）	8,378.8	8,358.8	-20.0	8,116.1	8,016.0	-100.1
うち焼却量（焼却率）	52.8%	45.7%	-7.1%	52.8%	44.8%	-8.0%
うち埋立量（埋立率）	1.2%	1.2%	±0.0%	1.2%	1.2%	±0.0%
うち資源化量（資源化率）	46.0%	53.1%	+7.1%	46.0%	54.0%	+8.0%

事業系総排出量	2,271.5	2,166.1	-105.4	2,212.0	2,001.2	-210.8
うち焼却量（焼却率）	64.4%	62.7%	-1.7%	64.6%	60.9%	-3.7%
うち資源化量（資源化率）	35.6%	37.3%	+1.7%	35.4%	39.1%	+3.7%

総排出量（家庭系+事業系）	10,650.3	10,524.9	-125.4	10,328.1	10,017.2	-310.9
うち焼却量（焼却率）	53.6%	49.2%	-4.4%	53.6%	48.0%	-5.6%
うち埋立量（埋立率）	1.0%	1.0%	±0.0%	1.0%	1.0%	±0.0%
うち資源化量（資源化率）	45.4%	49.8%	+4.4%	45.4%	51.0%	+5.6%

●埋立処理には焼却灰の埋立は含みません

表4-3-8の成行き推計値と目標達成のための施策を実施した場合の比較のとおり、家庭系ごみにおける総排出量については、人口の減少に伴う発生量の減少と生ごみ自家処理の推進による減少を見込んでいるため、大きな差異はありませんが、焼却量及び資源化量については、ミックスペーパーの分別促進、プラスチックごみの焼却処理から資源化により、資源化率の上昇、焼却率の低下を見込んでいます。

また、事業系一般廃棄物については、事業系燃やすごみ内の産業廃棄物や資源化可能な紙の適正処理及び生ごみの自家処理の促進や食品ロス対策により、排出量そのものの削減を見込んでいます。

家庭系ごみと事業系一般廃棄物をあわせた総排出量については、事業系燃やすごみの削減やプラスチックごみの資源化により焼却率が成行き推計に比べ5.6%下がり、また、資源化率については5.6%上昇し、それぞれ計画期間終了年度である平成38年には目

標を達成できる見込みです。

#### 4. その他ごみの減量化・資源化に関する事項

##### (1) リユースへの取組み

現在通年実施している葉山リサイクル及び、年2回衣替えの時期に合わせ実施している「くるくる市」は、不用品の無料交換の場として定着してきています。このようなリユースの取組みについては、ごみの発生抑制や製品の利用寿命を延ばすことに繋がるため、今後も継続して実施していきます。

##### (2) 家庭ごみの有料化の検討

現在、本町のごみの収集は、粗大ごみのみ有料回収を実施していますが、燃やすごみ等の日常的に発生するごみについては、無料で収集を実施しています。

一方、家庭ごみの有料化については、全国的に見てもごみの資源化・減量化に効果をあげており、かつ、ごみ処理に関する負担の公平性の観点からも導入すべきであるとの意見もあります。また、ごみ処理の広域連携を実施する鎌倉市及び逗子市においては既に家庭ごみの有料化を実施済みであることも含め勘案すると、本町においても、家庭ごみ有料化導入の研究を進める必要があります。

現時点において拙速に導入する必要はないものと考えますが、今後のごみ量等の動向を見ながら慎重に見定めていきたいと考えます。

##### (3) 食品ロス削減の取組み

「食品ロス」とは、まだ食べられる食品が手付かずのままの状態で廃棄されることをいいます。食品ロスは、日本全体で約632万トン発生し、うち事業系が330万トン、家庭系が302万トンと推計されています。(平成25年農林水産省データ)

この数値は、国民1人当たり約136グラム(茶碗1杯のご飯の量相当)の食べ物を毎日捨てていることとなります。

本町においても、事業系燃やすごみの組成調査結果では、まだ食べられる食品が約6.8%を占め、平成27年度の事業系燃やすごみ1,849トンに同比率で混入していると仮定すると、約125トンのまだ食べられる食品が、ごみとして焼却処理されていることとなります。また、家庭系燃やすごみの中にも消費期限切れや、食べ切れなかった食料品が見られます。こうした「もったいないごみ」を削減するため、行政、事業者のみならず、消費者である町民も主体的に取組めるような仕組みづくりを検討していきます。

## 第5章 適正処理計画

### 1. 分別収集・運搬計画

#### (1) 基本的な考え方

ごみの収集・運搬は、市民が快適で衛生的な生活を送るうえで重要な役割を担います。そのあり方は、日常生活と直結し、ごみの資源化及び適正処理を効果的かつ効率的に行ううえでも、要となるものです。

こうした点を踏まえ、本計画期間においては現在の分別区分及び収集形態を維持しながら、日々の業務の中で効率性や利便性の向上に努めていきます。

#### (2) 分別区分

分別区分については、表 5-1-1 示すとおり、現状の分別区分を維持します。

表 5-1-1 分別区分

分別区分	回収区分	備考
燃やすごみ	戸別・拠点 による 行政回収	
容器包装プラスチック		
プラスチックごみ		
植木剪定枝		
埋め立てごみ		
ペットボトル		
白トレイ		
廃食用油		
ガラスびん		色別3種（茶色・透明・その他）
小型電気製品		
乾電池		
蛍光管・電球		
粗大ごみ		
アルミ缶		拠点による 集団回収
スチール缶		
金属製調理器具		
その他金属類		
新聞		
雑誌		
ダンボール		
紙パック		
ミックスペーパー		
古布・衣類		

### (3) 収集・運搬の方法

収集方式については、表 5-1-2 に示すとおり、現状実施している戸別収集と資源ステーションを活用した拠点回収方式を継続します。

なお、事業系一般廃棄物については、引続き自己搬入、若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託により受入れることとし、本町による収集・運搬は実施しません。

表 5-1-2 家庭系ごみの収集・運搬の方法

区 分	収集形態	収集頻度
燃やすごみ	戸別収集	週 2 回
容器包装プラスチック	戸別収集	週 1 回
プラスチックごみ	戸別収集	月 1 回
古紙類・古布類・金属類・植木剪定枝	拠点回収	週 1 回
その他資源物 等	拠点回収	月 1～2 回
粗大ごみ	戸別収集	随時申込

### (4) 将来のごみ・資源物の収集体制の検討

将来人口予測において、本町の人口構成は、後期高齢者人口が大幅に増加することが予測され、将来、現行方式での排出が困難となる世帯が増加することも懸念されます。このことから、既に予測されている本町の人口構成に類似している自治体のごみ等の収集現場の状況や、排出状況などの調査・研究・分析を十分に実施し、町民が安心して生活できる収集体制の検討を進めていきます。

また、日々全町内を循環するごみの収集業務の特性を活かし、福祉等の他分野における町民へのサービス提供の可能性を研究し、付加価値のある取組みの検討を進めます。

## 2. 中間処理計画

### (1) 基本的な考え方

平成28年7月に鎌倉市、逗子市とごみ処理の広域連携について覚書を締結したことにより、これまで、全て単独にて処理を実施してきた本町のごみ処理は、今後、構成する2市1町においてより効率的かつ安定的に処理が可能となるよう、現有施設の活用や今後必要となる施設整備について協議を進めることとなります。

現時点において、今後、本町のごみのうち、具体的に広域連携により処理を実施する方向性が出ているものは、燃やすごみと容器包装プラスチックについては逗子市で、植木剪定枝とし尿及び浄化槽汚泥については葉山町で、それぞれの既存施設等を活用しながら、受入態勢が整い次第、順次処理を実施することになります。

また、その他のごみ等についても、連携による処理の効率化やコストの削減に繋がる可能性があることから、引続き検討・協議を進めていく考えです。

一方、町単独で実施するごみ等の中間処理については、本計画の基本理念を念頭に基本方針の1「地域にあった方法を選ぶ」及び3「適正な処理技術・施設を選択する」に則し、慎重に検討を進めていきます。

### (2) 中間処理の方法

環境負荷の低減及び効率的かつ安定的な処理が可能となるよう、次の品目の中間処理方法についての具体的な検討や見直しを実施していきます。

#### ①燃やすごみ

本町焼却炉停止以降、民間処理委託により処理を実施してきた燃やすごみについて、逗子市への委託処理により、逗子市既存焼却炉にて焼却処理を実施します。実施に当たっては、搬出状況や処理体制への影響を考慮し、試行期間を設け、効率的な運営が可能となるよう協議を進めながら全量委託へ移行していきます。

#### ②容器包装プラスチック

民間処理委託にて中間処理を実施し指定法人<sup>\*</sup>への引渡しを実施していた容器包装プラスチックについては、輸送距離等の短縮により、効率的な処理が可能となることから、受入態勢が整い次第、逗子市への委託処理により中間処理を実施し、指定法人へ引渡しを実施します。

#### ③プラスチックごみ

現在、民間処理委託にて焼却処理を実施しているプラスチックごみについては、既に分別収集がなされており、中間処理により資源化が可能であると考えます。このことから、選別によるマテリアルリサイクルを優先させた燃料化（RPF 燃料）による資源化を検討していきます。検討に当たっては、環境負荷の低減は基より、資源化にかかるコストについても十分考慮していきます。本計画においては平成30年度より全量を資源化する計画としています。

④不燃物（持込みの缶類、埋立ごみの破碎）

現在、唯一稼動している不燃ごみ処理施設については、稼動から 40 年近く経過していることから、老朽化が進んでいるとともに、収集方式の変更により、主に中間処理を実施していた缶類の選別等の中間処理量が大幅に減少しています。また、分別が進んだことにより埋立ごみの破碎量も減少していることから、これらの処理についての広域処理の可能性を検討するとともに、単独での処理の場合、不燃ごみ処理施設そのものを廃止し、中間処理をせず業者への金属類等の資源物の引渡しや、埋立ごみの破碎処理委託への切替えも視野に入れ、効率性やコスト等総合的な検討を進めます。

⑤粗大ごみ

現在、粗大ごみについては、作業員の手作業により解体・選別を実施しています。今後、処理効率の観点から、広域処理の可能性を検討します。

⑥ペットボトル

現在、ペットボトルの中間処理は、民間業者への外部委託にて実施しています。しかし、輸送にかかるコスト等により中間処理コストが高額になっているのが現状です。このことから、今後、より効率的な処理が可能となる委託先の調査を引続き実施するとともに、クリーンセンターの再整備とあわせ、中間処理施設の設置と運営方法の検討を進め、安定的かつ効率的な中間処理が可能となるよう進めていきます。

表5-2-2 中間処理方法見直しイメージ

項目/年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36～	
燃やすごみ		試行期間を経て逗子市に全量委託								
容器包装プラスチック		検討・協議	逗子市にて全量委託							
プラスチックごみ		検討	民間業者にて全量資源化							
不燃物		検討・協議	●広域処理若しくは単独処理							
粗大ごみ		検討・協議	●広域処理若しくは単独処理							
ペットボトル		検討				町による中間処理若しくは民間委託				

- 不燃物及び粗大ごみについては、平成 29 年度中に広域処理に関する処理計画をとりまとめる予定であり、その後、施設整備等が必要な場合は設計・整備工事が必要となるため、実際の中間処理を始める期間とは一致しません。
- ペットボトルの中間処理の見直し実施時期については、クリーンセンターの再整備と合わせたものであり、検討の過程で委託による低コスト化が可能であった場合は、表の年度に関わらず随時実施に移行します。

### (3) その他の中間処理方法

見直しや変更対象以外の品目における中間処理方法については、環境負荷や処理効率を注視しつつ現状の処理を維持していきます。

## 3. 最終処分計画

ごみを燃やした後に残る灰や陶磁器類などの資源化が出来ないごみについては、最終処分として埋立てを行うこととなります。本町は最終処分場が無く、ごみの最終処分は全量外部の民間最終処分場に頼っています。本町の地理的条件等を鑑みると、町内に新たな最終処分場を設けることは困難であると考えます。このことから、ごみの最終処分については、引続き外部の民間最終処分場への委託を継続していきます。

今後、外部委託による長期的かつ適正な最終処分先の確保に努めるとともに、燃やすごみや埋立てごみの発生抑制や資源化を進めることで、最終処分量を可能な限り削減し、環境負荷の低減を図ります。

## 4. 施設整備に関する計画

### (1) 基本的な考え方

現クリーンセンターは、建設から40年が経過し、施設全体が老朽化している状態であるとともに、休止しているごみ焼却炉及びし尿処理施設が現存していることから、施設運用効率が非常に悪い状態です。あわせて、これまで循環型社会への対応等により分別品目が随時増えてきたことから、それらの保管施設についても十分な容量の確保や機能的な配置がなされていないことも課題となっており、広域連携等によるごみや資源物の効率的な搬出が可能となるよう、クリーンセンター施設全体の再構成を検討する必要があります。

休止しているごみ焼却炉については、広域連携による燃やすごみの逗子市への委託処理実施の目処が立ち、社会資本整備の充足がなされることとなるため、廃止・解体の着手が可能となります。(し尿処理施設については、既にし尿及び浄化槽汚泥の公共下水道への投入を実施しているため、廃止・解体が可能)なお、ごみ焼却炉等の解体については、環境への影響をなくす対応が必須となるため、多額の解体費用が必要となります。これらの費用についても、解体跡地に広域連携による施設整備が計画されている場合、国の交付金を得ることが出来る可能性があることから、広域連携の計画策定とあわせ、今後のクリーンセンターの跡地利用の検討が必要です。なお、現時点においては、逗子市の植木剪定枝を受入れることが決まっており、受入のためのストックヤードの整備もあわせて実施していくこととなります。

また、これらの施設解体と再整備の実施時においても、各家庭からのごみの収集や受入を実施しなければならないため、通常の運営を行いながら、解体及び施設整備を実施しなければなりません。このことから、解体・施設整備に関する計画の検討は、町民の生活への影響を出来るだけ与えないよう慎重に検討する必要があります。

これらを勘案し、施設解体に際しては、周辺環境への影響を与えないことは無論のこと、国の交付金を最大限活用する等、コスト面についても十分配慮するとともに、施設整備に当たっては、運営開始後のランニングコストも考慮の上、必要最低限かつシンプルな施設となるよう検討を進めていきます。

## (2) 施設整備スケジュールイメージ

既存のクリーンセンター施設の解体及び再整備については、広域連携にかかる計画の策定や近接の給食センター整備工事との調整が必要となりますが、概ね表 5-4-1 に示すイメージで進めていきたいと考えます。

表5-4-1 施設整備スケジュールイメージ

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36~
計画策定	→ 広域計画策定								
施設解体		→ 届出準備	→ 実施設計	→ 施設解体工事					→ 供用開始
再整備			→ 整備計画策定	→ 実施設計	→ 施設整備工事				

## 5. その他のごみ処理に関し必要な事項

### (1) 災害時のごみ処理対策

災害時のごみ処理対策として、葉山町地域防災計画に則し、災害廃棄物の仮置き場や収集体制等について検討を進めていきます。

なお、発生した災害廃棄物については、国及び県の示す災害廃棄物処理に関する指針に基づき、県及び産業廃棄物協会との協定、並びに広域連携による処理体制の基、可能な限り迅速かつ円滑な除去及び適正な処理に努めるとともに、他の地域における災害時には支援を行うべく体制を整えます。

### (2) 不法投棄対策

町内の不法投棄発生件数は、周辺自治体に比して少ない件数にとどまっています。引き続き、県との合同パトロールの定期的な実施や、看板の設置等の対応を実施していくほか、警察への通報を通して再発の防止を図っていきます。

また、資源ステーションへのポイ捨てや不適正利用による放置ごみについては、本町による回収等の対応もさることながら、不適正利用がされにくい資源ステーションを目差し、効果的な対応の検討・実施などを町内会・自治会等との協働により進めていきます。

### (3) 環境教育の充実

ゼロ・ウェイストのまち葉山の実現に向けて、将来の世代に渡ってその理念が根つき、

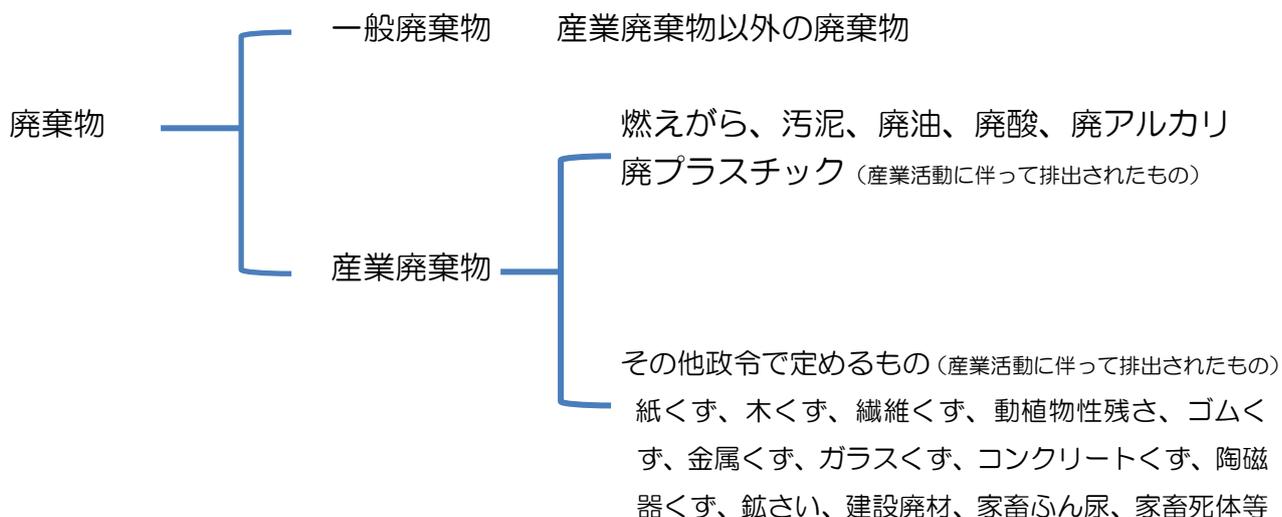
取組みが推進・継承されるよう、将来を担う子どもたちに、学校教育の段階からごみの資源化・減量化の大切さを伝える環境教育の充実を図ります。

## 巻末資料

### 1.用語の解説（ページは初出を記載しています）

#### ■廃棄物の分類（P1）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において廃棄物は、次のとおり指定されています。大まかに分類すると、一般廃棄物は、日常的に家庭から排出される廃棄物で、産業廃棄物は、事業者が事業活動に伴って排出する廃棄物です。産業廃棄物は、法律・政令で具体的な廃棄物が指定されています。



#### ■拡大生産者責任（P4）

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することをいいます。

※本町で収集を行っている容器包装プラスチック、びん、ペットボトルには拡大生産者責任の考え方が導入されており、これらの容器を製造・利用する事業者は、その量に応じてリサイクルするための費用を拠出しています。

#### ■事業系一般廃棄物（P4）

本計画でいう事業系一般廃棄物は、事業系燃やすごみと事業系植木剪定枝をいいます。

#### ■リデュース（発生抑制）（P4）

そもそもごみが発生しないようにすることです。使い捨て製品の使用回避などがあげられます。

例えば、マイバック持参によるレジ袋、水筒を利用することによるペットボトル、簡易包装などによる包装材の消費抑制などが一例です。

### ■リユース（再使用）（P4）

一度使用した物を、そのままの形で、あるいは形を変えて再び使用することです。不用品を交換したり、工夫して活用することがあげられます。

例えば、バザーを利用する、古くなったシャツや歯ブラシを掃除に使う、裏紙を使うなどが一例です。本町では、リユースを促進するため、リサイクル掲示板、くるくる市を実施しています。

### ■リサイクル（再資源化）（P4）

製品化された物を、再び新しい製品の原料として利用することです。

例えば、びんからびんを作る、新聞から再生紙を作る、金属類から鉄骨を作るなどが一例です。

### ■最終処分（P5）

不燃残渣や焼却灰を埋立て処分することをいいます。

### ■中間処理（P7 図中）

収集したごみや資源物を焼却、分解、選別、圧縮、梱包するなど、最終的な処理の前の段階で処理を行うことをいいます。

### ■不燃残渣（P11 表中）

不燃物処理施設で金属類を選別した後に残ったものをいい、埋立て処理されます。

### ■焼却残渣（P11 表中）

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の焼え残りのことで、埋立て処理されます。

### ■ストックヤード（P16）

ごみや資源物などを一時的に保管する場所をいいます。

### ■ダイオキシン類（P16）

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月公布）においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をダイオキシン類と定義しています。

ダイオキシン類は、環境中に広く存在しており、その量は微量ですが、強い毒性を持つと考えられています。主としてものを燃やすところから発生し、炭素、酸素、水素、塩素が熱せられるような過程で自然にできてしまう副生成物であり、研究目的で作られる以外には、意図的に作られることはありません。

主な発生源は、ごみの焼却ですが、他にもたばこの煙や、自動車の排出ガスなど様々な発生源があります。ごみ焼却施設は、ダイオキシン類の発生を最小限にするとともに、

環境中の拡散を防止する性能を有することが必須となっています。

### ■少量排出事業所 (P20)

1日に発生するごみ等の発生量が少量（一般家庭と遜色の無い量）の事業所で、本町に届出を行っている事業所をいいます。事業所のごみは、本来自ら処理を行わなければなりません。少量排出事業所は、家庭系ごみと同様にごみを排出することができます。

### ■25分別 (P24)

本町におけるごみと資源物の分別区分は、1. 燃やすごみ、2. 容器包装プラスチック、3. プラスチックごみ、4. アルミ缶、5. スチール缶、6. 金属製調理器具、7. その他金属類、8. 紙パック、9. ミックスペーパー、10. 新聞、11. 雑誌、12. ダンボール、13. 古布・衣類、14. びん（無色透明）、15. びん（茶色）、16. びん（その他）、17. 白色トレイ、18. ペットボトル、19. 廃食油、20. 埋立ごみ、21. 小型電気製品、22. 蛍光管・電球、23. 乾電池、24. 植木剪定枝、25. 粗大ごみの計25分別です。

### ■マテリアルリサイクル (P25)

使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料若しくは原料として使うことをいいます。

※本来、容器包装プラスチックである白色トレイを分別区分するのは、流通している白色トレイは基本的に同じプラスチック素材を使用していることから、白トレイを分別することにより白色トレイに再生することができるためです。

### ■RPF 燃料 (P25)

「RPF」とは Refuse Paper & Plastic Fuel の略称であり、マテリアルリサイクルが困難な古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料です。RPF は、石炭やコークス等、化石燃料の代替として、大手製紙会社、鉄鋼会社、石灰会社など多くの産業で利用されます。

### ■食品ロス (P26)

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因です。日本全体における年間の食品ロス量は約 632 万トン発生しており、そのうち約半分の約 302 万トンが家庭からの排出であると言われています。

### ■食品リサイクル法 (P26)

食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とし、平成 12 年 6 月に公布されました。（施行：平成 13 年 5 月）

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品

廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取り組むべき事項が規定されています。

#### ■経済センサス（P29）

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいた基幹統計に位置付けられた調査で、国が実施します。事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的とした調査です。

#### ■トレンド法（P29）

過去の動態、いわゆる傾向が、将来も同じように推移するという考え方による推計方法です。

#### ■指定法人（P39）

容器包装リサイクル法に基づき指定する再商品化業務を行う法人。現在は、財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定されています。本町は、容器包装プラスチックの他、ペットボトル、びんを同協会に引渡しています。

## 2.葉山町一般廃棄物審議会審議経過

審議期間 平成28年6月27日から平成28年11月28日まで

### ●第1回 平成28年6月27日

正副会長の互選、諮問、現・葉山町ごみ処理基本計画について、これまでのごみの資源化・減量化、適正処理等の取り組みについて、今後の審議会について

### ●第2回 平成28年7月27日

各項目の取り組みの方向性について

（1.基本理念・基本方針、2.ごみの減量化・資源化、3.事業系ごみ対策、4.ごみ・資源物の収集体制について、5.ごみ処理広域化について、6.クリーンセンターの整備について、各項目についての説明、説明に対する質疑、審議）

### ●第3回 平成28年9月12日

ごみ処理基本計画の見直しについて

（ごみ量将来推計について、組成分析結果について、資源化・減量化に向けた施策・取り組みについての説明、説明に対する質疑、審議）

### ●第4回 平成28年10月24日

答申案の検討について

その後 10月下旬から11月中旬  
往復書簡等により、答申案（素案）に対する意見の集約

### ●第5回 平成28年11月28日

答申案の確定について、答申

### 3.葉山町一般廃棄物審議会委員

役 職		氏 名	職 等
会 長	委 員	やまや しゅうさく 山谷 修作	学識経験者 (東洋大学教授)
副会長	委 員	やなぎ しんいちろう 柳 新一郎	商工関係者 (葉山町商工会会長)
	委 員	にいくら ひろき 新倉 洋樹	商工関係者 (株式会社スズキヤ)
	委 員	いとう まさかつ 伊藤 正勝	町内会 (町内会連合会 美化部会長)
	委 員	みやがわ やすよ 宮川 康代	町民代表
	委 員	やまもと けいこ 山本 佳子	町民代表
	委 員	ひとみ たかし 人見 孝	神奈川県 (横須賀三浦地域県政総合センター 環境部長)